

【別紙2 法人の事業について】

事業 年度	自	令和7年4月1日	法人コード	A007700
	至	令和8年3月31日	法人名	公益財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団

1. 事業の一覧

新様式

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等	変更の届出に係る事業
公 1	奈良先端科学技術大学院大学の行う教育研究活動への支援等を通じ、我が国の科学技術発展に資するための事業を実施。その拠点施設である高山サイエンスプラザの活性化のため、遊戯場所や文化活動、広報活動を拡充	レ
公		
公		
公		
公		
公		
公		
公		
公		
公		

(2) 収益事業等

(1) 収益事業

事業番号	事業名等	変更の届出に係る事業
収 1	貸室、貸駐車場等に関する事業	
収		
収		
収		

収		
収		
収		
収		
収		

(2) その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等	変更の届出に係る事業
他		
他		
他		
他		
他		
他		
他		
他		
他		

注　変更の届出を行った後の法人の全事業について記載し、変更の届出に係る事業については、「事業の内容」の欄の右側にチェックをし、当該事業についてのみ、「2. 個別の事業の内容について」を記載してください。

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	奈良先端科学技術大学院大学の行う教育研究活動への支援等を通じ、我が国の科学技術発展に資するための事業を実施。その拠点施設である高山サイエンスプラザの活性化のため、遊戯場所や文化活動、広報活動を拡充	65.5

### [1] 事業の概要について(注1)

#### (事業の内容)

当法人は、我が国の科学技術発展に資することを目的として、奈良先端科学技術大学院大学（以下「大学院大学」という）が持つ斬新かつ優れた特性及び機能を最大限に発揮させるとともに、大学院大学と産業界、地方公共団体等との交流などを促進させる、次に掲げるような事業を行っている。

#### 【助成の事業】

##### 1. 教育研究活動に対する助成

教員及び学生（後期博士課程）の研究活動への助成。この中には、新任教授の講座立ち上げ研究準備金への助成も含む。

これらは、先端科学技術分野の研究開発等を担う研究者、技術者等の育成及び研究開発基盤の充実に寄与するものであり、ひいては我が国の科学技術の発展に繋がるものである。

（令和5年度実績 22,100千円 大学院大学への総助成額 30,472千円の72.5%）

##### 2. 国際交流活動に対する助成

若手研究者（教員並びに学生）の国際会議への参加、論文発表等の海外派遣、あるいは海外の大学からの外国人教員の招聘等に対する助成。この中には、外国人留学生に対する渡日費用や入学料の助成も含む。

これらは、教員、学生に対して、大学院大学を通じて募集要項が周知され、応募の機会は平等に開かれている。  
（同上 7,232千円、大学院大学への総助成額の23.7%）

##### 3. 学術研究成果の普及に対する助成

大学院大学から生まれた研究成果等の普及を目的とした学術会議等の開催、オープンキャンパス等の開催への助成。これらは、大学院大学が持つ特性及び機能を最大限に発揮させるための支援であり、ひいては我が国の科学技術のレベルアップに役立つものである。

（同上 0千円、大学院大学への総助成額の0%）

なお、1.2.3の事業、助成（応募型）の選考方法については、以下によっている。

#### <選考委員会>

第17期支援事業選考委員会委員（任期：令和6年7月23日～令和8年3月31日）

委員長	横矢 直和	奈良先端科学技術大学院大学	元学長
委員	大槻 主税	名古屋大学大学院工学研究科	教授
	中島 欽一	九州大学大学院医学研究院	教授

#### <選考基準>

##### 1. の事業

目的の明確さ、独創性、新規性、科学的・社会的価値及び融合的研究等。

##### 2.3. の事業

目的の適切性、内容の妥当性。

<決定の方法>

1.の事業

選考委員会における書面ベースで行う選考。

2.3.の事業

選考委員会における書面ベースで行う審議、承認。

【その他事業】

4.アワード制度に対する支援

年1回、実施される教員に対するアワードへの支援。また、優秀な成績を残した卒業生に対するアワードへの支援。  
(令和5年度実績 1,140千円)

5.NAIST産学連携フォーラムの開催

大学院大学で生まれた先端的、独創的な研究成果の発表の場として、フォーラムを開催。産官の研究者、技術者等にフォーラムへの参加を呼び掛けるとともに、発表終了後の、学も交えた意見交換の場も提供。

6.NAIST発 新産業創出への支援

大学院大学が持つ知的財産等、研究成果を企業、団体が共同してその実用化に取り組む際に、その研究開発費の大学院大学負担分の、全部ないしは一部を支援。  
(令和5年度実績 2,000千円)

7.高山サイエンスプラザの公開

科学技術に出来る楽しい空間としてのサイエンスランド、サイエンスシアターや磁石の反発力の大きさを体感できる磁気浮上階段や水と緑と光が溢れる空間としてのオープンギャラリーなどを備えた高山サイエンスプラザを、幼稚園、小学校の課外活動や定期音楽会の文化活動による交流拠点施設として一般公開。

8.科学教室の開催

・NAISTサイエンス塾

月1回、年8回程度、講師を大学院大学の教員、学生に限って開催。

・親子科学教室

年1回開催、科学の基礎知識を学ぶ実験を実施。

・夏休み科学実験教室

年1回、夏休み期間中に小学生等を対象に開催。

各教室とも1日数回実施。申込多数の場合は抽選。

9.情報発信

・インターネット等による情報発信

ホームページ上の当法人の紹介、高山サイエンスプラザの紹介、過去の講演内容の掲載、サイエンス塾などのイベント情報を広く提供。

なお、1.から3.の事業のチェックポイントは「(13)助成(応募型)」、5.の事業は「(3)講座、セミナー、育成」  
7.8.の事業は「(4)体験活動等」に該当し、4.6.9.の事業については「(18)上記の事業区分に該当しない場合」としているが、これらの事業は全て、当法人の基本理念である「我が国の科学技術の発展に資すること」に基づき、いずれも関連性が高いので一つの事業としてまとめている。

(事業実施のための財源)

主な収入は、基本財産運用収入、特定財産運用収入、補助金収入、収益事業収入である。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

## 2. 個別の事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

#### (3) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
01	本事業は、大学院大学の教育研究の充実を図ることを等を通じて、地域や社会への科学技術の普及啓発を促進し、もって我が国の科学技術の振興に寄与することから「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)		
事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明
		その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>事業のうち「5. NAIST産学連携フォーラムの開催」が該当する。 &lt;説明&gt;</p> <p>1) フォーラムは、産官の研究者等を対象に広く案内しているものであり、特定の受益者に対象を絞ったものではない。また、公表された内容については、ホームページ上にも掲載している。</p> <p>2) 産学の研究者や実務者、その他関心のある者は誰でも参加でき、研究成果について研究者から直接説明を受け、また発表後に設ける意見交換の場での質疑等を通じて、産学連携の推進に寄与している。</p> <p>3) フォーラムでの発表テーマ自体、高い専門性を有する大学院大学から生まれたものであり、発表自体も大学院大学の教員が行っている。</p> <p>4) 発表を行った教員に対しては無報酬としている。</p>
(4) 体験活動等	<p>1. 当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例: テーマで囲っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3. 体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>事業のうち「7. 高山サイエンスプラザの公開」、「8. 科学教室の開催」が該当する。 &lt;説明&gt;</p> <p>1) 科学する心を育み、より広く科学に接しようとする動機づけを目指すものであり、科学の理解と普及を推進している。広報はHP、自治体広報誌等で周知。</p> <p>2) 科学に会える楽しい空間として、サイエンスランドでは大学院大学との連携により、研究素材による遊びを通じた空間を創出している。またサイエンシアターでは宇宙空間の映像上映。科学教室は大学院大学の教諭、学生等との話合いを通じ、分かり易く、興味を抱く題材を選んでいる。</p> <p>2) オープンギャラリーを市民交流の拠点となるよう文化事業を定期的に開催している。</p> <p>3) サイエンスランドでは、大学院大学研究室から素材解説を提供いただき設置することで理解を促す。また、科学実験教室でも大学院大学より複数の教員、学生による指導体制を確保している。</p>

(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>事業のうち「1. 教育研究活動に対する助成」、「2. 国際交流活動に対する助成」、「3. 学術研究成果の普及に対する助成」が該当する。</p> <p>&lt;説明&gt;</p> <p>1)財团法第3条において、科学技術発展のために大学院大学の研究活動を積極的に支援すると明記。</p> <p>2)大学院大学の教員、学生に対し広く周知を図るため、大学院大学とも連携。</p> <p>3)選考委員会への大学院大学の関係者の参画は完全に排除。</p> <p>4)選考委員会における委員について、外部の大学の教授など3名に委嘱しており、任期は2年、また領域もバランスよく配置している。</p> <p>5)教育研究活動に関しては、助成対象者の氏名、所属、職名並びに研究テーマ等を、国際交流活動に関しては支援件数を、学術研究成果の普及に関しては助成対象の名称、代表者、参加対象並びに目的等を当法人の事業報告書、HPで公表している。</p> <p>6)助成対象者からは、事業完了にともなう「報告書」の提出を義務づけている。</p>
(18) 上記事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になつていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア~エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>事業のうち「4. アワード制度に対する支援」が該当する。</p> <p>&lt;説明&gt;</p> <p>1)財團法第3条において、科学技術発展のために大学院大学の研究活動を積極的に支援するに則り、大学院大学から推薦された教員や優秀な成績を残した卒業生に対し、金額は少ないが助成を行っている。</p> <p>2)</p> <p>ア アワード対象者は、大学院大学で優秀な成績を残したものであり、受賞機会は開かれたもの。</p> <p>イ 大学院大学が選考した対象者について理事長に報告している</p>
(18) 上記事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になつていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア~エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>事業のうち「6. NAIST発 新産業創出への支援」が該当する。</p> <p>&lt;説明&gt;</p> <p>1)大学院大学で生まれた研究成果の有効な利用を目指すこと、すなわち、先端科学技術の実社会への応用を支援するものであり、産業界との協働による実用化は、広く一般生活の向上に資するものである。</p> <p>2)</p> <p>ア 大学院大学の産学連携本部などを通じ、協働開発を志す企業、団体等に広く呼びかけている。</p> <p>イ 大学院大学が共同して研究開発に取り組むものであり、教員が一方の当事者という立場にある。</p> <p>ウ 支援の対象となるテーマは、大学院大学から推薦されるが、推薦内容については、事前に理事長に報告している。</p>

(18) 上記事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われるこことなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になつていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>事業のうち「9. 情報発信」が該当する。</p> <p>&lt;説明&gt;</p> <p>1)当財団の事業内容、募集案内、フォーラム等の議事録など広く掲載をおこなっており、その内容は広く一般の方を対象としている。</p> <p>2)</p> <p>ア ホームページは誰でも閲覧可能であり、また定期的な事業時には広報するよう心がけている。</p> <p>イ 提供する情報は、リアルタイムで更新作業にあたっており、内容の充実、質の確保に努めている。</p>	

#### (4)本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。